

近江八幡市出産・子育て応援交付金事業について

令和5年2月から、妊娠期から出産・子育て期まで相談支援を行う「伴走型相談支援」と、経済的な負担軽減のための「経済的支援（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）」を一体的に実施します。

<経済的支援について>

妊娠中に「出産応援ギフト」として5万円、出生後に「子育て応援ギフト」としてお子さん1人につき5万円を給付します。

●対象者

以下の(1)～(3)に該当し、(4)(5)の条件を満たす人

- (1) 申請日時時点で近江八幡市民の人
- (2) 令和4年4月以降に妊娠届を提出した妊婦（出産応援ギフト）
※妊娠届出後に流産等で出産に至らなかった人も対象です
- (3) 令和4年4月以降に出生した子を養育している人（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）
- (4) 申請書兼請求書とアンケートを提出し、市の面談を受けた人（令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届を提出した人・出生した子を養育する人は面談の必要はありません）
- (5) 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフトの給付を受けていない人

●配付内容と案内方法

	妊娠届出日	出産日	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
①		令和4年4月～令和5年1月	【内容】10万円を一括給付 【案内】令和5年2月に案内を郵送	
②	令和4年4月～令和5年1月	令和5年2月～	【内容】5万円を給付 【案内】令和5年2月に案内を郵送	【内容】5万円を支給 【案内】新生児訪問を受けた人に案内
③	令和5年2月～		【内容】5万円を給付 【案内】妊娠届出時の面談を受けた人に案内	

<伴走型相談支援について>

妊婦さんや子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談や出産・育児に必要な情報提供を行い、必要な支援におつなぎします。

〔出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給パターン〕

